

わかりやすい成年後見制度 ～こんなとき、どうすればいいの？～

長野家庭裁判所
〒380-0846 長野市旭町1108番地
TEL026-403-2040

こんなときは・・・

1

家にあったことを忘れて同じものを買ってしまう・・・。
グループホームに入ったほうがよいのか自分では判断できない。



2

離れて暮らす高齢の両親に悪質業者から電話があり、
だまされそうになった。最近、物忘れも増えてきた
ので、詐欺に遭わないか心配・・・。



3

認知症の夫に代わって定期預金を解約しようとしたら、
銀行の窓口で「後見人をつけてください」と言われた。



4

自分が認知症になったときに誰が支えてくれるのか
不安・・・。

認知症・・・



成年後見制度の利用を考えてみませんか？

成年後見制度について

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障害などの理由で判断能力が十分ではない方について、権利を守る援助者（後見人など）を選び、法律的に支援する制度です。



財産管理

身上保護



～成年後見制度を利用すると～

1

成年後見人等が相談にのってくれた。そしてサポートを受けながら今までどおり自分の家で生活することになった。

2

だまされて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消してくれる。

3

成年後見人が私の代わりに、銀行で手続きをしてくれた。これからの生活は成年後見人等がサポートしてくれるから安心だ。

4

娘が任意後見人になってくれた。将来、娘がサポートしてくれることになったので心強い。



成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

成年後見制度



法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

補助

判断能力が
不十分な方

保佐

判断能力が
著しく不
十分な方

後見

判断能力が
欠けている
のが通常の
状態の方

法定後見制度の手続の流れは次のページをご覧ください。

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめご本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約締結

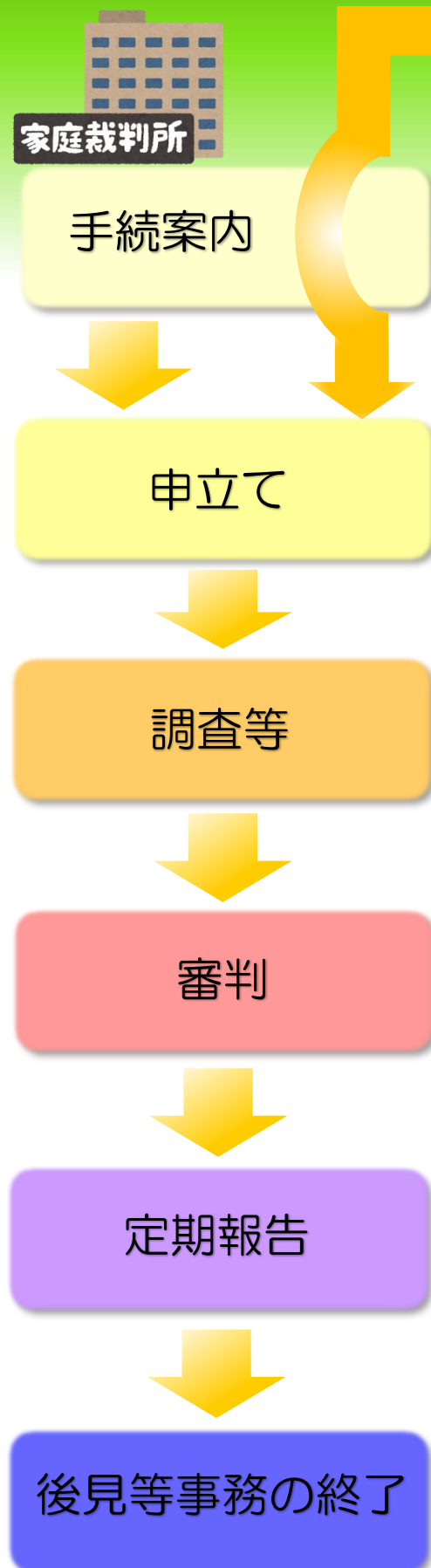
判断能力低下

家庭裁判所に任意後見監督人選任申立

任意後見監督人選任

任意後見契約の効力発生

法定後見制度の 手続の流れ



市町村・民間団体



市町村に設置されている中核機関や地域包括支援センター，社会福祉協議会等に，成年後見制度を利用するための手続，必要な書類，成年後見人になってくれる方の確保などについて，あらかじめ相談することができます。

手続の流れや申立てに必要な書類についてご説明します。説明用のDVDもご覧いただけます。

原則として本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをしてください。
※申立てには申立書などの書類や手数料（収入印紙，切手）が必要です。

事案によっては，ご本人の判断能力について精神鑑定を行うことがあります。
※精神鑑定には別途費用がかかります。

後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
審判後，2週間の不服申立期間が経過すると，審判が確定し，後見人等の仕事が始まります。

成年後見人等は，選任後速やかに，ご本人の財産や生活の状況を確認して財産目録等を作成し，家庭裁判所に提出します（初回報告）。初回報告の後，年1回の定期報告を行います。

ご本人の判断能力が回復した場合又はご本人がお亡くなりになったときに後見等事務は終了し，本人財産は後見人等からご本人又は相続人に引き継がれます。

成年後見制度 Q&A

Q

夫の父が認知症になってしまったのですが、私が後見開始の申立てをすることはできますか？

A

申立てをすることができます。

後見等開始の申立てをすることができる方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に市町村長が申し立てる場合もあります。

※ご本人から見て次の方が、四親等内の主な親族です。

- ・親、祖父母、子、孫、ひ孫
- ・兄弟姉妹、甥、姪
- ・おじ、おば、いとこ
- ・配偶者の親、子、兄弟姉妹



Q

高齢の父は、足が不自由で身の回りのことができません。この場合も成年後見制度を利用することができますか？



A

成年後見制度は、「精神上的の障害」により判断能力が不十分な方を保護する制度のため、足が不自由という理由だけでは、成年後見制度を利用することはできません。

Q

成年後見人等にはだれが選ばれるのですか？

A

家庭裁判所がご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。

ご本人の身近な親族が選任されることもありますし、ご本人の財産管理をめぐって親族間で対立している場合や、ご本人に専門性の高い法律上の課題がある場合などは、弁護士などの専門職が選任されることもあります。

Q

夫の定期預金を解約するために後見人になったのですが、解約手続きが終わったら成年後見制度の利用をやめることができますか？



A

申立てのきっかけとなった当初の目的（定期預金の解約手続きなど）を果たしたとしても、成年後見制度の利用をやめることはできません。成年後見制度は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。

Q

申立てをする前に家庭裁判所は相談にのってくれますか？



A

裁判所は、申立てや手続のご案内をすることはできますが、後見制度を利用するかどうかの相談については、弁護士等の専門職又は各市町村の窓口にお尋ねください。各市町村では、後見制度利用促進の観点から、制度利用の相談機能を持つ権利擁護支援の中核となる機関（中核機関・権利擁護センター）の設置が進んでいます。

成年後見制度○×クイズ

- 問1 本人の診断書がなくても申立てはできる？ ☐○ ☐×
- 問2 申立てから後見人等が決まるまで最短でも半年かかる？ ☐○ ☐×
- 問3 本人は東京在住でも申立人が長野県在住なら長野家裁に申立てできる？ ☐○ ☐×
- 問4 審判が出るまでは、いつでも申立てを取り下げることができる？ ☐○ ☐×
- 問5 申立人は申立費用を全額負担しなければならない？ ☐○ ☐×
- 問6 本人は要介護度5なので申立類型は後見でよい？ ☐○ ☐×
- 問7 保佐開始の申立てをするときは事前に本人の同意が必要？ ☐○ ☐×
- 問8 補助開始の申立てをするときは代理権または同意権付与の申立ても必要？ ☐○ ☐×
- 問9 本人の親族が反対している場合は申立てできない？ ☐○ ☐×
- 問10 認知症の本人自身が申立てをすることはできる？ ☐○ ☐×



後見ポータルサイトへ

成年後見制度についてもっと詳しく知りたい方は裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）をご覧ください。

成年後見制度の申立や手続のご案内

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>

後見ポータルサイト

検索



動画配信はこちら

「ご存知ですか？ 後見人の事務〈ドラマ+解説〉」(55分)

https://www.courts.go.jp/links/video/koukennin_no_jimu/index.html

後見人の仕事と責任について分かりやすく説明した動画です。



〇×クイズの答えはこちらです。

答え	解 説
問1 ○	本人が受診を嫌がるなどの理由により、どうしても診断書が取得できない場合、申立事情説明書に理由を記載した上で申立てをすることはできます。ただし、本人の判断能力の程度を調べるために精神鑑定を行う必要があるため、鑑定費用を申立人に予納していただくことになります。
問2 ✕	手続の進行具合は事案により異なります。一般的には2か月程度ですが、早い場合は1か月程度で審判が出ることもあります。
問3 ✕	原則として本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所に申立ていただいています。
問4 ✕	家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。例えば、申立人が候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうにないという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。
問5 ✕	申立人が経済的理由等により申立費用を負担することができない場合、本人に費用を負担させることを求めることができます。ただし本人負担とできる費用は、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用に限られており、弁護士費用や診断書作成料等は含まれません。
問6 ✕	申立ての類型は介護サービスの必要度ではなく判断能力の程度により決まります。要介護度が高くても後見類型に該当するとは限りません。
問7 ✕	保佐開始の申立前に本人の同意を得る必要はありませんが、申立後、調査段階で本人の意思を確認することになります。本人が同意しない場合であっても、保佐自体を開始し保佐人を選任することは可能です。ただし、同時に代理権付与の申立てがされていた場合、保佐人に代理権を付与することはできません。
問8 ○	補助開始の申立ては代理権付与の申立てまたは同意権付与の申立てと同時になければ行うことができません。
問9 ✕	申立てにあたり親族の意見書を提出する必要がありますが、親族が反対している場合でも、その意見書を添付した上で申立てをすることが可能です。
問10 ○	判断能力の衰えた本人であっても、自身で後見等の申立てをすることは、法律上は可能です。